

議第122号

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年11月16日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の一部を改正する条例

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「, 上京区」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

市長の選挙の投票について、現行の東山区の区域内の投票区に加え、上京区の区域内の投票区においても、電磁的記録式投票機による投票方法によることとする必要があるので提案する。